## 大阪市を含む大阪府下における住宅確保要配慮者の範囲

- ① 法で定められた者
  - ·低額所得者
- ·被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者
- ・子ども(高校生相当以下)を養育している者(妊婦がいる世帯も含む)
- ② 規則で定められた者
  - ·外国人
- ·中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ·DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ·北朝鮮拉致被害者等
- ·犯罪被害者等
- ·保護観察対象者等
- ・刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等
- ・困難な問題を抱える女性
- ·生活困窮者
- ・東日本大震災による被災者
- ③大阪府賃貸住宅供給促進計画で定める者
  - ・海外からの引揚者
  - ·新婚世帯
  - ·原子爆弹被爆者
  - ·戦傷病者
  - ·児童養護施設退所者
  - ・LGBT をはじめとする性的マイノリティ
  - ・UIJ ターンによる転入者
  - ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者